

青森県報

第四千百九十六号

平成二十八年
九月七日
(水曜日)

目 次

告 示

生活保護法による介護機関の指定	（健康福祉課）	一
右 同	（同）	二
生活保護法による指定介護機関の所在地及び居宅介護事業所の所在地変更の届出	（同）	二
生活保護法による指定介護機関の所在地及び介護予防事業所の所在地変更の届出	（同）	二
生活保護法による指定介護機関の所在地及び居宅介護支援事業所の所在地変更の届出	（同）	三
中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定	（同）	三
右 同	（同）	三
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の所在地及び居宅介護事業所の所在地変更の届出	（同）	四
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の所在地及び介護予防事業所の所在地変更の届出	（同）	四
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の所在地及び介護予防事業所の所在地変更の届出	（同）	四

よる指定介護機関の所在地及び居宅介護支援事業所の所在地変更の届出	（同）	五
難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医療機関の指定の辞退	（保健衛生課）	五
家畜伝染病の発生	（畜産課）	五
証紙売りさばき人の指定	（会計管理課）	五

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示	（会計管理課）	六
右 同	（同）	六
建設業者の許可の取消し	（中南部地域民局）	七
出先機関	（同）	七
土地改良区の役員の就任	（上北地域民局）	七
収用委員会	（同）	七
公示送達	（監理課）	七

告

示

青森県告示第五百七十七号
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十八年九月七日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	居宅介護事業者	居宅介護事業の種類	名 称	居宅介護事業所	指 定 年 月 日
の 所 在 地			所 在 地		

一般財団法人 弘仁会	弘前市大字本 町五三	居宅療養 管理指導	弘大弘仁会薬 局	弘前市大字本 町五六の七	平成 二六・八一
有限会社 ニュータウン 薬局	八戸市東白山 台三丁目二〇 の六	居宅療養 管理指導	ニュータウン 薬局	八戸市東白山 台三丁目二〇 の六	二六・五一
有限会社松木 調剤薬局	むつ市小川町 四丁目三の三	居宅療養 管理指導	松木調剤薬局	むつ市小川町 四丁目三の三	二六・六七

青森県告示第五百七十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十八年九月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一般財団法人 弘仁会	弘前市大字本 町五三	介護予防 居宅療養 管理指導	弘大弘仁会薬 局	弘前市大字本 町五六の七	平成 二六・八一
有限会社 ニュータウン 薬局	八戸市東白山 台三丁目二〇 の六	介護予防 居宅療養 管理指導	ニュータウン 薬局	八戸市東白山 台三丁目二〇 の六	二六・五一
有限会社松木 調剤薬局	むつ市小川町 四丁目三の三	介護予防 居宅療養 管理指導	松木調剤薬局	むつ市小川町 四丁目三の三	二六・六七

青森県告示第五百七十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び居宅介

護事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十八年九月七日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名称	主たる事務 所在地	居宅介護 事業の種類	名称	所在地	変更 年月日
変更前	有限会社 聖友	弘前市大字 門外三丁目 七の二八	訪問介護	訪問看護 センター のかが シヨンほ	弘前市大字 門外三丁目 七の二八	平成 二〇・二〇 （事業者 所在地）
変更後	有限会社 聖友	弘前市大字 泉野五丁目 六の七	訪問看護	訪問看護 センター のかが シヨンほ	弘前市大字 泉野五丁目 六の七	二六・七一 （事業者 所在地）

青森県告示第五百八十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び介護予防事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十八年九月七日

青森県知事 三 村 申 吾

区分	名称	主たる事務 所在地	介護予防 事業の種類	名称	所在地	変更 年月日
変更前	有限会社 聖友	弘前市大字 門外三丁目 七の二八	訪問看護	訪問看護 センター のかが シヨンほ	弘前市大字 門外三丁目 七の二八	平成 二〇・二〇 （事業者 所在地）
変更後	有限会社 聖友	弘前市大字 泉野五丁目 六の七	訪問看護	訪問看護 センター のかが シヨンほ	弘前市大字 泉野五丁目 六の七	二六・七一 （事業者 所在地）

変更後	変更前	変更後	変更前
聖友 有限会社	聖友 有限会社	聖友 有限会社	聖友 有限会社
弘前市大字 泉野五丁目 六の七	弘前市大字 門外三丁目 七の二八	弘前市大字 泉野五丁目 六の七	弘前市大字 門外三丁目 七の二八
訪問看護 訪問看護	訪問看護 訪問看護	訪問看護 訪問看護	訪問看護 訪問看護
訪問看護 訪問看護 の か	訪問看護 訪問看護 の か	訪問看護 訪問看護 の か	訪問看護 訪問看護 の か
弘前市大字 泉野五丁目 六の七	弘前市大字 門外三丁目 七の二八	弘前市大字 泉野五丁目 六の七	弘前市大字 門外三丁目 七の二八
"	"	平成 二〇一〇 年 六月 二七 日 （事業所 所在地）	平成 二〇一〇 年 六月 二七 日 （事業所 所在地）

青森県告示第五百八十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び居宅介護支援事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十八年九月七日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分
友 有限会社 聖	友 有限会社 聖	居宅介護支援事業者
弘前市大字 泉野五丁目 六の七	弘前市大字 門外三丁目 七の二八	主たる事務所 所在地
訪問看護 訪問看護 の か	訪問看護 訪問看護 の か	名称
弘前市大字 泉野五丁目 六の七	弘前市大字 門外三丁目 七の二八	所在地
平成 二〇一〇 年 六月 二七 日 （事業所 所在地）	平成 二〇一〇 年 六月 二七 日 （事業所 所在地）	変更 年月日

青森県告示第五百八十二号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十八年九月七日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護事業者	居宅介護事業の種類	居宅介護事業所	指定年月日
名称	名称	名称	名称
主たる事務所 所在地	主たる事務所 所在地	主たる事務所 所在地	主たる事務所 所在地
一般財団法人 弘仁会	居宅療養 管理指導 局	弘大弘仁会 薬局	平成 二〇一〇 年 六月 二七 日
弘前市大字 本町五三	弘大弘仁会 薬局	弘前市大字 本町五三	平成 二〇一〇 年 六月 二七 日
有限会社 ニュータウン 薬局	居宅療養 管理指導 局	ニュータウン 薬局	平成 二〇一〇 年 六月 二七 日
八戸市東 白山台三 丁目二〇 の六	ニュータウン 薬局	八戸市東 白山台三 丁目二〇 の六	平成 二〇一〇 年 六月 二七 日
有限会社 松木調剤 薬局	居宅療養 管理指導 局	松木調剤 薬局	平成 二〇一〇 年 六月 二七 日
むつ市小 川町四 丁目三 の三	松木調剤 薬局	むつ市小 川町四 丁目三 の三	平成 二〇一〇 年 六月 二七 日

青森県告示第五百八十三号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

平成二十八年九月七日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	介 護 予 防 事 業 者	
	主たる事務所の所在地	
名 称	介 護 予 防 事 業 所	
	所在地	
指 定 年 月 日		
一般財団法人 弘仁会	弘前市大字本町五三	平成 六・八一
有限会社 ニュータウン薬局	八戸市東白山西三丁目二〇の六	六・五一
有限会社 松木調剤薬局	むつ市小川町二丁目三の三	六・六七
介護予防 居宅療養管理指導	介護予防 居宅療養管理指導	
局 弘大弘仁会薬	二ニュータウン薬局	
介護予防 居宅療養管理指導	介護予防 居宅療養管理指導	
訪問看護 ショーンほのか	訪問看護 ショーンほのか	

青森県告示第五百八十四号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び居宅介護事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十八年九月七日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	居 宅 介 護 事 業 者	
	主たる事務所の所在地	
名 称	居 宅 介 護 事 業 所	
	所在地	
変 更 年 月 日		
有限会社 聖友	弘前市大字門外三丁目七の二八	平成 二〇・一〇
訪問看護 ショーンほのか	訪問看護 ショーンほのか	
介護予防 居宅療養管理指導	介護予防 居宅療養管理指導	

名 称	介 護 予 防 事 業 者	
	主たる事務所の所在地	
名 称	居 宅 介 護 事 業 所	
	所在地	
変 更 年 月 日		
有限会社 聖友	弘前市大字門外三丁目七の二八	平成 二〇・一〇
訪問看護 ショーンほのか	訪問看護 ショーンほのか	
介護予防 居宅療養管理指導	介護予防 居宅療養管理指導	

青森県告示第五百八十五号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から所在地及び居宅介護事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十八年九月七日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	介 護 予 防 事 業 者	
	主たる事務所の所在地	
名 称	居 宅 介 護 事 業 所	
	所在地	
変 更 年 月 日		
有限会社 聖友	弘前市大字門外三丁目七の二八	平成 二〇・一〇
訪問看護 ショーンほのか	訪問看護 ショーンほのか	
介護予防 居宅療養管理指導	介護予防 居宅療養管理指導	

青森県告示第五百八十六号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護支援事業所から所在地及び居宅介護支援事業所の所在地を変更した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十八年九月七日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分		変更年月日
		名称	主たる事務所の所在地	
友 有限会社聖	弘前市大字門外三丁目七の二八	名称	所在地	平成 三〇・一・二〇 （事業者 所在地）
弘前市大字泉野五丁目六の七	訪問看護ステーション ほのか	名称	所在地	平成 三〇・一・二〇 （事業者 所在地）
		名称	所在地	平成 三〇・一・二〇 （事業者 所在地）
		名称	所在地	平成 三〇・一・二〇 （事業者 所在地）

青森県告示第五百八十七号

難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）第二十條の規定により、次の指定医療機関がその指定を辞退したので、同法第二十四条第三号の規定により告示する。

平成二十八年九月七日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	すくろクリニック	所在地	弘前市大字桜庭字清水流六二の二	指定辞退年月日	平成 三〇・一・二〇
名称	ファイン調剤薬局東目屋店	所在地	弘前市大字桜庭字清水流六一の九	指定辞退年月日	平成 三〇・一・二〇

青森県告示第五百八十八号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があったので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十八年九月七日

青森県知事 三 村 申 吾

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患者、疑患者の別	頭数	発生場所又は区域	発生日
ヨ一ネ病	牛	患者	九	十和田市	平成 三〇・一・二〇

青森県告示第五百八十九号

青森県収入証紙の売りさばき人を次のとおり指定したので、青森県証紙条例（昭和二十九年四月青森県条例第十号）第九条の規定により告示する。

平成二十八年九月七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 売りさばき人の住所及び氏名
青森市大字三内字沢部四一の一
城戸 隆秀
- 二 指定年月日
平成二十八年八月三十日
- 三 売りさばき場所

青森市大字浜田字豊田五〇九

公 告

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

平成二十八年九月七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 物品等の名称及び数量
小動物用PET/MRIシステム 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県出納局会計管理課
青森市長島一丁目の一
- 三 契約の方法
一般競争入札
- 四 契約の相手方を決定した日
平成二十八年七月二十八日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
株式会社南部医理科八戸営業所
八戸市根城八丁目一〇の八
- 六 契約金額
一億八百三十五万円
- 七 契約の相手方を決定した手続
入札参加資格審査において、購入物品に要求される性能等が満たされていると判断された製作仕様書及び工程表に基づく入札書により、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を契約の相手方としたものである。
- 八 入札の公告を行った日

平成二十八年六月十七日

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

平成二十八年九月七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 物品等の名称及び数量
PET薬剤合成用ターゲット及びホットセル 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県出納局会計管理課
青森市長島一丁目の一
- 三 契約の方法
一般競争入札
- 四 契約の相手方を決定した日
平成二十八年七月二十八日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
住友重機械工業株式会社
東京都品川区大崎二丁目の一
- 六 契約金額
一億三千九百七十万円
- 七 契約の相手方を決定した手続
入札参加資格審査において、購入物品に要求される性能等が満たされていると判断された製作仕様書及び工程表に基づく入札書により、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を契約の相手方としたものである。
- 八 入札の公告を行った日
平成二十八年六月十七日

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十八年九月七日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 佐藤工業
- 二 氏名 佐藤 竜一
- 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字富栄字浅井名一九六
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二三）第二〇〇五一五号
- 五 取消年月日 平成二十八年八月十八日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木工事業、とび・土工工事業 舗装工事業及び塗装工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十八年六月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、天間林土地改良区から、次のとおり役員の就任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十八年九月七日

上北地域県民局長 山 田 裕

区 役員の 別 名	氏 名	住 所	就任の年月日

理 事	附 田 勇一	上北郡七戸町字舟場向川久保四二一	平成二六・八二〇
-----	--------	------------------	----------

収 用 委 員 会

公示送達

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第六十六条第三項の規定により判決書の正本を送達するに当たり、土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第四条第二項の規定によることのできないので、同令第五条第一項の規定により公示送達を行う。

平成二十八年九月七日

青森県収用委員会会長 赤 津 重 光

- 一 送達すべき判決書の名称
平成二十八年八月二十九日付け判決書（青収委第二十四号）
- 二 送達を受けるべき者
別表のとおり
- 三 送達すべき書類の保管場所
一の判決書は、青森県農土整備部監理課内において保管しているので、いつでもその交付を受けることができます。
- 四 その他
一の判決書は、平成二十八年九月二十一日をもって送達があったものとみなされます。

別表

氏 名	住 所
田中 博志	住所不明 ただし、住民票上の住所地 東京都豊島区南大塚二丁目40番3号 ゆたかビル 201号

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭